

令和2年

第10回 農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

第10回 農業委員会議事録

訓子府町告示の日 令和2年9月24日
訓子府町招集通知の日 令和2年9月24日
農業委員会開催場所 訓子府町役場2階会議室1
農業委員会開催日時 令和2年9月30日(水)午後4時
農業委員定数 14名

出席委員

1. 細川孝雄 2. 宮本憲司 3. 鎌田勝子
4. 井幡孝一 5. 近藤覚 6. 川脇健一
7. 山本拓志 8. 林浩幸 9. 久積隆志
10. 齊藤博行 11. 佐々木直幸 12. 石澤和也
13. 山田恵美子

欠席委員

14. 寺町昌恭

署名委員

7. 山本拓志 8. 林浩幸

事務局職員

事務局長 原口周司
事務局次長 今田和則

提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地中間管理機構による買入協議の要請について

原口局長	第10回農業委員会の開会にあたり、細川会長よりご挨拶を申し上げます。
	——細川会長挨拶——
原口局長	これより、会議規則第5条の規定により会長が議長となり、会議に入ります。細川会長よろしくお願いいたします。
議長 (細川会長)	ただいまから令和2年第10回農業委員会を開会いたします。 ただちに、本日の会議を開きます。
原口局長	事務局より「諸般の報告」をお願いします。 ご報告を申し上げます。
	本日の出席委員数は13名の出席であります。寺町委員から欠席する旨の報告がありました。
議長	本日の議件は議案が3件でございます。本日の議事録署名委員は7番山本委員、8番林委員にお願いいたします。
	——議案第1号——
議長 今田次長	議案第1号を上程します。事務局説明願います。 議案第1号について説明いたします。
	今回、審議していただく農地法第3条の規定による許可申請は、使用貸借2件となります。
今田次長	(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。) 本件は農地法第3条第2項各号の各要件、これは「農地取得後所有する農地の全てを利用」、「年間150日以上農作業に従事」、「経営面積が2ヘクタール以上あるか」、「転貸の禁止」等は満たしております。 説明については以上です。
議長 近藤委員	1件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 福野については、特に問題ありません。
議長	それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議長 久積委員	2件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 清住については、特に問題ありません。
議長	それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議長	以上2件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。
	——議案第2号——
議長 今田次長	議案第2号を上程します。事務局説明願います。 議案書2ページ目の議案第2号について説明する前に、農地法第4条について説明いたします。
	農地法第4条は、農地転用に関する事項となり、自己所有農地を自

<p>今田次長</p>	<p>ら農地以外に転用するために農業委員会等の許可が必要となるもの あります。 それでは、議案第2号について説明いたします。 申請は1件でございます。 (以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。) 今回、審議していただく1件は、前段のあっせん審議会において現 地にて確認いただいた農地であり、農業倉庫を建設するために申請が あったものです。 農地転用の概要は、建築面積155.52平方メートル、通路が 1,323.11平方メートルの計1,478.63平方メートルで あります。 資金計画につきましては、事業費として建設費用398万2千円、 全額を自己資金にて調達することとしております。又、農用地区域の 用途変更につきましては、9月9日付けで北海道オホーツク総合振興 局から許可が下りております。 なお、本件は転用面積が30アール以下であり、転用面積が30ア ール以下の農業用施設や農家住宅等については、北海道農業会議への 意見聴取の対象外となることから、本総会にて審議後可決決定した場 合は、意見聴取することなく許可書を交付することとしますのでご了 承願います。</p>
<p>議 長 石澤委員 議 長</p>	<p>説明については以上です。 審議の前に、担当委員から何かございますか。 特にありません。 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p>
<p>議 長 今田次長</p>	<p>——議案第3号——</p>
<p>今田次長 議 長</p>	<p>議案第3号を上程いたします。事務局説明願います。 議案第3号について説明いたします。 申請は1件でございますが、全て農地保有合理化事業により北海道 農業公社に農地を買入してもらうための要請となります。 (以下議案により説明。) 説明については以上です。 それでは、審議に入ります 本件について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p>

議 長

以上で本日の議件を全部終了いたしました。

上記会議の顛末を記録し議事録とする。

令和2年9月30日

訓子府町農業委員会

会 長 細 川 孝 雄

議 長

署名委員7番

署名委員8番